

# クロロホルムほか9物質の法律が変わります！

今回の法改正について

- クロロホルムほか9物質の発がん性を踏まえ法律が改正され、平成26年11月1日から施行されます。
- これらの含有量が、

これまでの有機溶剤中毒予防規則では、重量の5%を超えるものが対象でしたが、



**特定化学物質障害予防規則(特化則)**の適用により重量の**1%を超えるもの**が対象となります。

## 1. 対象物質

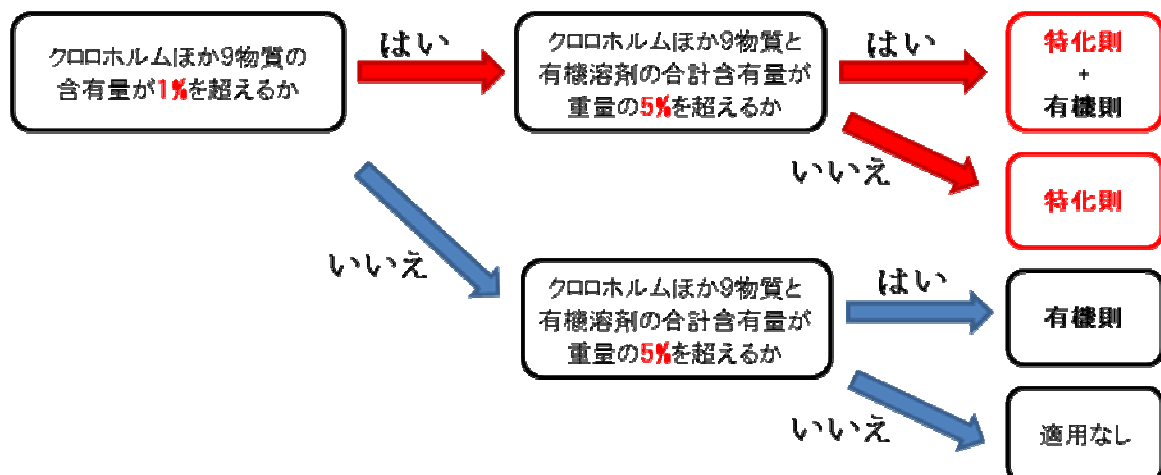
化学物質名	用途の例
クロロホルム	フルオロカーボン原料、農薬、医薬品など
四塩化炭素	他の物質の原料など
1,4-ジオキサン	洗浄用溶剤、溶剤の安定剤など
1,2-ジクロロエタン(1,2-ジクロルエタン)(別名:二塩化エチレン)	合成樹脂原料、洗浄剤、有機溶剤など
ジクロロメタン(ジクロルメタン)(別名:二塩化メチレン)	洗浄剤、接着剤、農薬など
スチレン	合成原料(ABS樹脂、合成ゴムなど)
1,1,2,2-テトラクロロエタン(1,1,2,2-テトラクロルエタン)(別名:四塩化アセチレン)	溶剤
テトラクロロエチレン(テトラクロルエチレン)(別名:パークロルエチレン)	代替フロン原料、ドライクリーニング溶剤など
トリクロロエチレン(トリクロルエチレン)	代替フロン原料、脱脂洗浄剤など
メチルイソブチルケトン(MIBK)	溶剤、合成樹脂、電気メッキなど

## 2. 規制の対象

- 「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務が対象です。

(有機溶剤業務及び屋内作業等の範囲は、有機溶剤中毒予防規則と同じ)

- **ジクロロメタン**においては**過去に洗浄、払拭業務に従事させたことがある**労働者も対象です。
- 対象となる含有物と適用される法律は以下の通りです。



\* 含有量は SDS(安全データシート)に記載されております。

### 3. 健康診断

- 雇入れ、この業務への配置替えの際と、その後 **6カ月以内ごとに1回** 特殊健康診断の実施が必要です。  
**ジクロロメタン**においては**過去に洗浄、払拭業務に従事させたことがある**労働者も対象です。

#### 健康診断の内容(ジクロロメタンを除く)

- 1) 問診(業務の経歴、作業条件の簡易な調査、自覚症状、既往歴など)
- 2) 医師の診察
- 3) 尿検査(蛋白、尿中代謝物)
- 4) 以下の項目(物質によって異なります)

有機溶剤名	健康診断項目
クロロホルム	肝機能血液検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
四塩化炭素	
1,4-ジオキサン	
1,2-ジクロロエタン	
1,1,2,2-テトラクロロエタン	
スチレン	尿検査(尿中マンデル酸の量の検査)
テトラクロロエチレン	肝機能血液検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
トリクロロエチレン	尿検査(尿中トリクロル酢酸または総三塩化物の量の検査)

#### 健康診断の内容(ジクロロメタン)

- 1) 問診(業務の経歴、作業条件の簡易な調査、自覚症状、既往歴など)
- 2) 医師の診察
- 3) 肝機能血液検査(血清総ビリルビン、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、アルカリホスファターゼ)

- 一次検査で必要と認められた場合は、医師の指示により二次検査を実施します。
- 労働基準監督署に特定化学物質健康診断結果報告書の提出が必要です。
- 作業記録(※2)、健康診断結果などを **30年保管**が必要です。

※2 作業記録の例

〇〇工業株式会社 平成 年 月 日～平成 年 月 日

労働者の氏名	作業内容		当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	左記の事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急措置の概要
〇〇 〇〇	作業内容	金属部品の自動洗浄中	〇月〇日 ～ 〇月〇日	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診。
	作業時間	1日当たり〇時間			
	取扱い温度	25°C(洗浄槽内40°C)			
	洗浄剤の消費量	1日当たり〇リットル			
	洗浄剤の成分	ジクロロメタン100%含有			
	換気状況	密閉設備			
	保護具	ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク			
▲▲ ▲▲	作業内容	金属部品の手吹作業中	▲月▲日 ～ ▲月▲日	無し	
	作業時間	1日当たり▲時間			
	取扱い温度	25°C			
	洗浄剤の消費量	1日当たり▲リットル			
	洗浄剤の成分	メチルイソブチルケトン10%含有			
	換気状況	局所排気装置(排気量▲m3/分)			
	保護具	ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク			

### 4. 今後必要になること

作業記録の保存、作業環境測定、その他の措置等が必要です。  
(詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。)